

平成28年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	都市建設部 道路計画課					
予 算 科 目	款	項	目	細目	細目名称	細節名称
	08	02	04	001	交通安全対策費	交通安全協会補助金
補助金等の名称	東久留米市交通安全協会補助金					
補助金等の区分	○	行政補完的補助金		政策的補助金	その他	交付開始年度 昭和28 年度
補助金等の形態		個人補助		事業補助	○	団体運営補助 その他
支出先名称	東久留米市交通安全協会					
会 計 年 度 (単位：千円)	(予算・決算) 額	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源
28年度	1,800					1,800
27年度	1,800					1,800
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）						
法 令 等						
市条例・要綱等	東久留米市交通安全協会補助金交付要綱					
目的及び効果	交通事故防止、交通道德を高揚し会員相互の親睦を図る事を目的とする。（同会会則第3条）					

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない		はい	○	いいえ		該当なし
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている		はい	○	いいえ		該当なし
支出の根拠が明確でない		はい	○	いいえ		該当なし
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	○	はい		いいえ		該当なし
類似の事業が民間等で行われている		はい	○	いいえ		該当なし
交付の期間が継続して3年以上である（注）	○	はい		いいえ		該当なし
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない		はい	○	いいえ		該当なし

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」に「○」を記入してください。

3 業務委託について

業務委託の可能性		有り
	○	無し

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
東久留米市交通安全協会は、市民の交通安全意識の向上としての目的に効果があるため、本補助事業の見直し予定はない。 東久留米市交通安全協会は、市内において様々な交通安全広報及び啓発活動に取り組んでいるため、業務委託の可能性はない。
29年度以降の方向性
東久留米市交通安全協会は、市内において様々な交通安全広報及び啓発活動に取り組んでおり、市民の交通安全意識の向上としての目的に効果がある。協会の活動への支援は、市域の交通安全生活の充実・市民の交通安全意識の向上を目的としており、継続していく。